

西伯町・会見町合併協議会 第24回会議

日時：平成16年3月30日（火）13:00～15:00

場所：会見町役場2階 会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 協議事項

(1) 平成16年度合併協議会予算（案）の承認について

(2) 主要な例規について（その1）

5 提案事項

(1) 住民福祉部会 老人福祉業務の取り扱いについて

6 報告事項

(1) 合併申請手続きについて

両町議会における合併関係議案の議決結果について

鳥取県知事への合併申請手続きについて

(2) まちづくり委員会第2ステージ委員の応募状況について

(3) 要望書について

7 今後の協議会開催日程について

・第25回会議 日時：平成16年4月19日(月)13:30～17:00

場所：西伯町役場 会議室

8 その他

9 副会長あいさつ

10 閉会

議案 第1号

平成16年度 西伯町・会見町合併協議会予算の承認について

平成16年度西伯町・会見町合併協議会予算を西伯町・会見町合併協議会規約第17条の規定に基づき、別紙のとおり承認を求める。

平成16年3月30日 提出

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本昭文

主要な例規について（その1）

南部町の主要な例規について、以下のとおりとする。

平成16年3月30日提出

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

1 南部町役場の位置を定める条例
別添（案）のとおりとする。

2 南部町公告式条例
掲示場については、法勝寺庁舎及び天萬庁舎の掲示場2カ所とする。

（参考）地方自治法抜粋

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

（昭二五法一四三・昭二七法三〇六・一部改正）

第十六条 普通地方公共団体の議会の議長は、条例の制定又は改廃の議決があつたときは、その日から三日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない。

普通地方公共団体の長は、前項の規定により条例の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。

条例は、条例に特別の定があるものを除く外、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。

当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

前二項の規定は、普通地方公共団体の規則並びにその機関の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、法令又は条例に特別の定があるときは、この限りでない。

(昭二五法一四三・全改)

提案事項 第1号

老人福祉業務の取り扱いについて

平成16年2月25日開催の第23回会議において確認された老人福祉業務について、在宅介護支援センター及び介護予防支えあい事業の内外出支援サービス事業について、別紙のとおりとする。

平成16年3月30日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭 文

合併申請手続きについて

西伯町及び会見町を廃し、南部町を設置するための手続きについては、以下のとおりである。

平成16年3月30日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

- 1 両町議会における合併関係議案の議決結果について
西伯町・・・3月26日
会見町・・・3月25日
- 2 鳥取県知事への合併申請手続きについて
合併申請書等について・・・別添のとおり
申請予定日・・・平成16年4月1日

報告事項 第2号

まちづくり委員会第2ステージ委員の応募状況について

まちづくり委員会第2ステージ委員の応募状況等は、以下のとおりである。

平成16年3月30日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

- 1 応募人員
 - 西伯町・・・ 3名
 - 会見町・・・ 1名

- 2 委員の総数
 - 西伯町・・・ 23名
 - 会見町・・・ 19名

- 3 今後の日程
 - (1) 第1回会議
 - 日時：4月15日(木)19時00分から
 - 場所：会見町総合福祉センター
 - (2) 以後の会議等については、委員の協議による。

報告事項 第3号

要望書について

平成16年3月23日付けで、まちの未来を語る会代表坪倉嘉昶及び武安恵子より、要望書の提出があったので報告する。

平成16年3月30日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭 文

- 1 要望書の内容 別紙のとおり

平成 16 年 3 月 23 日

要 望 書

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本昭文 殿

まちの未来を語る会 代表

坪倉嘉利
武安恵子



“まちの未来を語る会”は、より良い地域の実現をめざして、事実やデータを基に課題解決に向けた提言をすることを趣意にした住民団体です。

貴協議会のご尽力により、合併協定が両町間で結ばれ、現在合併に関する 4 議案が両町の 3 月議会に上程されております。しかしながら私達は、この合併については町民の理解が不十分であり、また財政的に新町が将来にわたって順調に運営してゆけるかどうか不安を抱いております。

今年 1 月に開催された合併説明会において「財政推計」が提示されましたが、早くも平成 16 年度より、各町の予算合計が推計表のものと大きく食い違っています。特に昨年 12 月に政府が公表した「三位一体改革」で、地方交付税は臨時財政対策債と合わせると対前年比 12%の大幅な減額となっておりますが、このような大幅減額は、元々交付税への依存度がきわめて高い両町の脆弱な財政基盤をより一層深刻化しかねません。そして、三位一体改革を考慮しないまま作られた甘い見積りでの「財政計画」の下では、将来、町民の負担増と行政サービスの切り捨てが避けられない事態になることを危惧せざるを得ません。

以上の観点から、再度各財政項目を慎重に精査し、新たな「財政計画」を作成して両町民に提示することを要望いたします。

- 要望事項 1 以下の問題点を全て解消した新たな「財政計画」を作成し直すこと。
2 それらを、両町民に全戸配布すること。

[問題点]

1. 全ての歳入歳出項目について、平成 16 年度の推計値と、平成 14 年度の決算額および平成 15 年度の決算見込み額との関連性が不明である。推計の基礎データが示されていない。
2. 平成 27 年度以降の地方交付税額は、それまで西伯町、会見町がそれぞれ単町で交付を受けていた額よりも減額されるが、この推計は、合併算定替えにより最も良い条件で交付される期間しかなく、算定替えが 5 年間で完了した後、



平成 32 年度以降も推計の対象にしなければ、新町の真の財政推計にならない。

3. 地方税について、推計人口と人口構成のデータが不明であり、算出根拠が示されていない。
4. 普通交付税と特別交付税それぞれについて、平成 16 年度の予算額と推計値が合致していない。特に普通交付税は、町村においては歳入に占める割合が非常に高く、将来そのあり方いかんによって新町の財政運営を大きく左右する。しかしながら、普通交付税の推計の根拠となる考え方が示されていない。
5. 物件費が、平成 17 年以降上昇していないが、過去 10 年間の実績から積算されたものかどうか不明である。
6. 扶助費は、直近の実績では上昇傾向にあるにも関わらず、平成 17 年以降上昇していない。このままでは、将来、高齢者対策や子育て支援策が頭打ちになることが懸念される。
7. 平成 16 年度より西部広域行政管理組合で取り組む予定になっている可燃ごみ処理施設の建設費および運営経費が見積もられていない。
8. 平成 16 年度より発生する西部広域エコスラグ・センターの運営経費が見積もられていない。
9. 西伯病院が全面改築後赤字経営に陥った場合、企業会計であっても自治体病院である限りは新町財政への影響は免れ得ないと思われるが、将来的な収入予測と各年度ごとの償還額が不明である。

以上

報告事項 第4号

西伯町・会見町循環バス運行事業に供する車両の購入費補助について

西伯町・会見町循環バス運行事業に供する車両の購入費補助について、財団法人日本宝くじ協会から下記のとおり内示を受けた。

平成16年3月30日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

記

- 1 内示の日 平成16年3月29日
- 2 補助予定額 38,100千円
- 3 補助事業の内訳 車両購入費 3台分

以上